

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、胎内市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市民の健全な生活環境の保全を図るため、環境に関する調査審議を行い、及び市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者、関係機関の職員及び市内に在住する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じたときは、市長は、速やかに補充するものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年9月1日から施行する。